

# 令和5年度長野県立高等学校入学者選抜における県外からの受検要項

## 1 志願資格

- (1) 保護者と一緒に長野県へ転居する者
- (2) 県外から保護者の居住する長野県へ戻る者
- (3) 長野県飯山高等学校スポーツ科学科へ志願を強く希望し、かつ入寮する者
- (4) 長野県白馬高等学校国際観光科へ志願を強く希望する者
- (5) 特別の事情が認められる者

(※) 志願資格については、在籍学校より高校教育課管理係に照会してください。

(026-235-7430 直通)

## 2 「志願承認」を受ける方法

県外から本県の県立高等学校を志願する者は、「志願承認願」を、最終在籍学校長を経て、長野県教育委員会事務局高校教育課長（以下「高校教育課長」という。）に提出して、長野県教育委員会の承認を受けること。

その流れは次のとおりである。

- (1) 志願者の最終在籍学校長が、高校教育課に電子申請もしくは郵送で「志願承認願」の様式を請求する。受付は令和4年(2022年)11月1日(火)より行う。(フローチャート手続①)

### ア 電子申請

以下の URL からながの電子申請サービスにて行う。

[https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=23106](https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=23106)

### イ 郵送（電子申請できない場合）

中学校名と電話番号を記入したメモ、及び返信用封筒を(3)イの提出先に送付する。返信用封筒は角形2号（縦33.2cm×横24.0cm）に390円切手を貼ったものとし、返信宛先は志願者が在籍する学校の長とする。

- (2) 高校教育課が、次の書類をデータにて返送する。郵送での請求の場合には印刷されたものを送付する。(フローチャート手続②)

- ・長野県立高等学校志願承認願及び関連する参考様式
- ・令和5年度長野県立高等学校入学者選抜要綱
- ・令和5年度長野県立高等学校入学者選抜における県外からの受検要項
- ・令和5年度長野県公立高等学校入学者選抜における学校別実施内容
- ・令和5年度長野県公立高等学校入学者選抜事務の手引

- (3) 志願者の最終在籍学校長が、志願承認を申請する。(フローチャート手続③)

### ア 申請期間

令和4年(2022年)11月24日(木)から令和5年(2023年)1月16日(月)午後5時まで

保護者の転勤に伴う一家転住等により上記の期間に手続ができない者については、令和5年(2023年)1月17日(火)から2月15日(水)午後5時まで（長野県教育委員会が特に認めた者については、3月1日(水)正午まで）の期間も受け付ける。郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。

### イ 提出先

〒380-8570 長野県庁内 高校教育課 管理係 （住所記載不要）

封筒表面に「県立高等学校志願承認願在中」と朱書きする）

### ウ 申請書類

- ① 長野県立高等学校志願承認願  
（令和5年度長野県立高等学校入学者選抜要綱様式第2号）
- ② 特別の事由を証明する書類  
志願資格を証明する書類。具体例は「4 志願資格と証明書類等」を参照のこと。
- ③ 入学後当該学区内から通学させる旨の保護者の誓約書（参考様式1）
- ④ 返信用封筒  
角形2号（縦33.2cm×横24.0cm）、210円切手を貼る。返信宛先は志願者が在籍する学校の長とする。

- (4) 県教育委員会が審査を行った後、高校教育課から志願者の最終在籍学校長宛に次の書類を送付する（フローチャート手続④）
- ・志願承認書
  - ・入学願書、入学審査料収入証紙納付書、受検票
- (5) 志願者は、入学願書の所定の箇所に、「志願承認書」右上の志願承認番号を記入し、志願する長野県立高等学校に出願する。（フローチャート手続⑤）
- (6) 志願が承認された場合は、承認された通学区及びその他の通学区の高等学校に志願することができる。
- (7) 志願が承認された場合は、長野県以外の公立高等学校への志願はできない。
- (8) 長野市立長野高等学校への志願は、長野市立長野高等学校入学者選抜における県外からの受検要項に従う。

### 3 志望高等学校への志願等について

- (1) 志願受付期間
- 前期選抜 令和5年(2023年)1月26日(木)から1月30日(月)正午まで  
後期選抜 令和5年(2023年)2月20日(月)から2月22日(水)正午まで
- (2) 志願に関する書類については、令和5年度長野県立高等学校入学者選抜要綱の第2の4の(2)及び第3の3の(2)を参照のこと。

### 4 志願資格と証明書类等

資格	志願資格の具体的内容	証明書类等の具体例
1 (1) 一家 転住	保護者の転勤により転居する場合	・転勤証明書（一家転住の内容を含むもの）
	家屋の新築又は購入等により転居する場合	・事情について事由を証明できる書類 事由を証明できる書類が得られない場合は、在籍学校長が証明する副申書（参考様式2）
	長野県に居住している保護者の一方の元に、保護者の他の一方とともに転居する場合	・事情について事由を証明できる書類 事由を証明できる書類が得られない場合は、在籍学校長が証明する副申書（参考様式2）
1 (2) 保護者の 元に戻る	長野県内に住む保護者の元に戻る場合	・事由説明の在籍学校長の副申書（参考様式2）
1 (3) 飯山	長野県飯山高等学校スポーツ科学科へ志願を強く希望し、かつ入寮する場合	・事由説明の在籍学校長の副申書（参考様式2）
1 (4) 白馬	長野県白馬高等学校国際観光科へ志願を強く希望する場合	・事由説明の在籍学校長の副申書（参考様式2）
1 (5) 特別 事情	保護者の一方とともに長野県内に住む祖父母等と同居する場合	①祖父母等の同居同意書（参考様式3） ②事由説明の在籍学校長の副申書（参考様式2）
	長野県に住む養父母と養子縁組をする場合	・事情について事由を証明できる書類 事由を証明できる書類が得られない場合は、在籍学校長が証明する副申書（参考様式2）
	その他のやむをえない事由で長野県内に転居する場合	①事情について事由を証明できる書類 事由を証明できる書類が得られない場合は、在籍学校長が証明する副申書（参考様式2） ②特別な事情により本人のみで住む場合は、身元引受依頼・承諾書（参考様式4）

(注) 志願資格、証明書類については、在籍学校より早めに高校教育課管理係に照会してください。  
(026-235-7430)

【県外からの特別な場合】

特 別 な 事 情		証 明 書 類 等
隣接県協定	慣例による場合も含む	○ 志願承認願のみ
海外から	日本人学校 本人のみの帰国でも可	○ 保護者の海外赴任の証明（会社で 本人のみの帰国の場合は、 ○ 身元引受依頼・承諾書（参考様式4）
	外国の現地校（※）	○ 卒業証明書 ○ 成績証明書
	中国引揚げ子女	○ 卒業証明書 ○ 成績証明書 ○ 引揚げ証明書と引揚げ者との続柄を証明する書類
定時制	本人の就職 卒業後、県内に就職 又は就職内定	○ 在勤証明又は採用内定通知 ○ 在籍学校長の副申書

（※）外国の学校を卒業して県立高校を受検する場合は、早めに高校教育課管理係に相談してください。

5 海外から志願申請をする場合

海外から直接長野県の県立高等学校を受検する場合には、保護者又は本人が事前に高校教育課管理係の担当と連絡をとること。

- (1) 2 (4)の書類の送付先として、日本国内の実家又は赴任先の事業所等の中継箇所指定すること。高校教育課からは、日本国内の実家又は赴任先の事業所等に上記書類を送付する。
- (2) 事情により5 (1)の中継箇所を指定できない場合は、2 (4)の書類の送付方法についてあらかじめ高校教育課と協議すること。

6 志願承認から出願までのフローチャートと手続の概要

